

第五十一回 参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午後一時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 青柳 秀夫君
日高 広為君
藤田 正明君
成瀬 福治君
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君
大谷 實雄君
栗原 祐幸君
木暮武太夫君
西郷吉之助君
西田 信一君
林屋亀次郎君
柴谷 要君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
須藤 五郎君
小林 章君

國務大臣

大蔵大臣 福田 起夫君

政府委員

大蔵政務次官 竹中 恒夫君
大蔵省銀行局長 佐竹 浩君
厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

参考人

国民金融公庫総裁 石田 正君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の両案審査のため、四月十九日(火曜日)、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) これより、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

本案審査中、国民金融公庫役職員の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、本案に対する衆議院における修正点について、竹中大蔵政務次官より説明を聴取いたします。

○政府委員(竹中恒夫君) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院においてこの法律の施行日について修正が行なわれましたので、その内容について御説明申し上げます。

すなわち、同法案の附則に規定しております施行期日につきましては、原案では「昭和四十一年四月一日」になつていたのでありますが、衆議院において三党共同で「公布の日」と修正されたのであります。

これは、この法律案を昭和四十一年四月一日に施行することが、審議の都合上困難となつたためでございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) それでは、これより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○成瀬福治君 国金関係ではこれはほんとうにしばらくぶりで、行管の勧告があつたのが三十七年、それから何かの場合には当然監事の機能強化の問題と申しますか、そういうようなことは当然行なわれなければならないわけですが、それども、そういうので国金の必要な法律がなかつた。ただ、例えば、二十億の問題があつたのであります。したが、しばらくぶりでございすから、大ざっぱに最近における国民金融公庫の業務と申しますか、実態と申しますか、大ざっぱな御説明が願えんでしょうか。

○参考人(石田正君) 昭和四十一年度の国民金融公庫の貸し付けは、総額で二千七百八十七億円を

予定いたしております。四十年度の当初予算におきまして、その予定額は二千三百五十億円でございました。それに対して、四十一年度の貸し付け計画でありますところの二千七百八十七億円と申しますのは、前年の一八・六増というところになっております。

このうち主力を占めておりますところの普通貸し付けについて申し上げますと、四十一年度の貸し付け計画は二千五百二十六億円であります。前年度の当初予算の二〇％増ということに相なっております。なお、環境衛生関係営業につきまして申し上げますと、その特定施設に對しまして約二百億円の貸し付けをするということが、この数字の中に一応含まれておるわけでございす。

それが本年度におきまするところの普通貸し付けの問題でございますが、なお、国民金融公庫といたしまして相当大きな比重を持っておりますところの恩給担保の貸し付けがございす。これにつきましては、四十一年度の貸し付け計画は二百三十九億円でございまして、前年度の当初予算に對しましては一六％の増というふうなぐあいになっておるわけでございす。

そのほかの貸し付けといたしましては、遺族国債担保の貸し付けであるとか、あるいは引き揚げ者国債担保貸し付け、特別給付金国債担保貸し付け、特別弔慰金国債担保貸し付け、農地被買収者国債担保の貸し付け、それから更生資金貸し付けというのでございす。これらの六種の貸し付けに對しましては、全体といたしまして二十二億一千六百万円というものを貸し付ける予定をいたしておる次第でございす。

で、本年度の店舗の問題でございますが、本年度におきましては、長野県の小諸市、秋田県の大館市、それから東京都の特別区内に一カ所、合計三カ所に設置するというのを予定いたしておるものでございまして、これを現在の百六店舗に加え

ますると、本年度中には百九の店舗において業務が行なわれることになるというふうなぐあいに考へておるわけでございます。

いまは本年度のことについて申し上げましたが、成瀬先生、過去の実績に比べてどういふふうなぐあいに国民金融公庫の貸し付けその他が伸びておるかということ、この際申し上げたほうがよろしいと思ひます。

○成瀬幡治君 ばくはね、あまり時間もとりにくいですから、そういうことじゃなくて、まあ貸し付けの実情なんです。たとえば件数にして何%ぐらい融資を予定しておるか、それはおおよそどのぐらいの見当だ、一件の貸し付け平均額はどのぐらいになっているかというふうなことを……。

○参考人(石田正君) 大体、われわれのほうの申し込みでございますが、これは大体五十万をもう普通貸し付けについて一年間にこえるというふうな状況に相なっております。件数でございます。それで、その申し込みに対してどういふふうな一体貸し付け割合になっているかということでございますが、これはだんだんと、貸し付けの件数、確率と申しますか、その件数割合はふえてきております。たとえば三十七年度におきましては、大体件数にいたしまして八四・三%というふうな比率が出ております。それが三十八年度になりましたら八九・二%というふうなぐあいにふえ、さらに件数の上で申しますならば、四十年に入りましたらから大体九〇%をこすと、こういうふうな状況に相なっております。

それから、金額のほうの問題でございますが、金額のほうの問題につきましては、これは大体その充足率と申しますか、そういう点におきまして、たとえば三十七年度におきましては五九・五%、まあ大体六割がやつというふうなところでございまして、だんだんとこれも率が上がつてまいりまして、四十年に入りましたら、たとえば四月は六八・六%でございました。それがだんだんとその後ふえてまいりまして、大体こ

の四十一年のいま二月までの実績が入っておりますが、二月におきましては七三・七%、こういうふうなぐあいに相なっております次第でございます。

それから、申し込みの金額は一体どんなぐあいに推移しておるかという点でございますが、これはたとえば三十七年度あたりは四十八万四千円というのが直扱いにおけるところの平均申し込み額でございますが、これがこの四十年に入りましたら、四月からここの二月までの数字になりますと、六十七万六千円というふうなぐあいに直扱いになっております。それに対して貸し付けはどのようになつておるだろうかと思ひますと、三十七年度におきましては、大体貸し付け額の平均は直扱いにおきまして三十四万円でございましたものが、四十年の四月——二月におきましては五十一万六千円、こういうふうなぐあいに推移いたしておる次第でございます。

○成瀬幡治君 そうすると、大体申し込み件数に対しては七三・四%程度ということなんです、充足率は。

○参考人(石田正君) 件数のほうでは大体九〇%。それから、いまお話がありましたのは、これは借り入れ金額でございます。これは念のため申し上げておきますが、貸し付けの申し込みがありまして、たとえば事業の規模が大き過ぎてわれわれのほうでできないというものはお断りして、何とかしていただくという件数、それから、何と申してもこれは回収の見込みがないからお貸し付けできないというものが、結局二%近くあるというところでございます。金額のほうは、その申し込みに対してどのぐらいの充足をいたしておるかということでございます。

○成瀬幡治君 大体お話を聞きまして、このごろめんどろはよく見られておると思ひますが、まあ件数のほうはそういうことで了承いたしますが、金額は伸びておる、平均率は伸びているというのですが、その伸びるのはあなたのほうの資金事情がよくつたという点が一つあると思ひますが、こういうふうな計画を立てになり、いろいろな

ことをおやりになるのに、伺いますと、国民金融公庫審議会というのがある、そこで何か四半期ごとに一つの事業計画を立てられておるといふことですが、まああなたからいたされた資料によりまして、三十九年度にしろ、四十年にしろ、当初と比べて実績が非常に上回っている。このことは何と申しても悪いことではないと思ひます。しかし、相当上回るように、実際面で行なわれて、どうしてこうなっているのか、そのことがたびたび重なるというのもしおかしな感じがする。しかも、その額でいうと、たとえば四十年でいえば三百億ほど違ふわけですね。なかなかたいへんなお金なんです。まあそういうふうな当初の事業計画というものが実績でどう直されていくということは、どういふふうなところを大にギャップが出てきたかというふうな点を検討しておみえになつておると思ひますが、それはどういふことですか。

○参考人(石田正君) 大体、率直に申しまして、私らのいたしますところの金が、この年において計画どおり行なわれまると非常によろしいのでございます。ところが、実際問題からいいますと、貸し出し先でありますところの中小企業の需要というものが、年間を通じて平均した資金需要になつておらないわけでございます。大体第三四半期におきまして例から申しますと、第三四半期におきまして非常な資金需要が多くなつて、資金の追加が行なわれるということがずっとある意味においてしきたりになつております。そこで、片方におきまして、資金の要求をいたしまして、もうしておきめを願いますときにおきましては、結局その年の第三四半期の状況というものは的確にわからないうけであります。われわれといたしましては、一応の見当をつけまして、そうして現在の年度においてこのぐらい資金の不足があるのであらう、したがって、来年度におきましてはそれに積み重ねをすればこれだけの資金需要があるのではないかというふうなことを申し上げまして、政府のほうへお願いいたしておるわけでございます。ところが、政府のほうの査定のとくにおきま

しては、その第三四半期等の実績があまり正確にわからないわけですね。したがういまして、一応前年度の実績を基礎にしてやろうではないかというお話し合いが多くなるわけですね。したがういまして、それがまた翌年度になりましてまた資金の追加をいたしたかなければならぬ。これが一ぺんも追加ができないところのものでございしますならば、われわれのほうとしては、率直に申しまして非常にがんばるわけでございますけれども、これは御承知のとおりに弾力性がございまして、年度内におきまして状況に応じて計画を案することができるといふことでございします。と、とにかく前年度の一番初めにきまりましたものより何ほどか多くの金はちやうだいいたしますけれども、さてこれ以上何はもうわなければ絶対に仕事ができないというところが、資金計画がきまります段階におきましてできないということが一番大きなものではないかと私は思つております。

○成瀬幡治君 財投の金で、貸し付けのほうは八分四厘であり、そして相当な件数を扱われる。ですから、したがって、計算すれば利子補給等当然受けるわけですが、昭和四十一年度はどのぐらいの予定をしておられるわけですか、このほうは。

○参考人(石田正君) 四十一年度につきましては、金額の点につきましては、先ほど申し上げましたようなぐあいに、大体普通貸し付けで申しますならば、四十年の当初のあれに対して二〇%増、こういうことでお願いしておるわけでありま

のでございますが、いろいろ政府の御都合がござ
いますので、出資金がでなければどうしても補
給金をもらわなければいけないことをよく
御説明申し上げまして、今年度から初めて七億円の
補給金をいただくことに相なっております。

○成瀬輔治君 まあ低金利政策、いろいろなこと
があるし、ほんとうに底辺のお方たちのめんど
うを見てもらう一番御苦労な大事なことだと思
うのですが、大体七億の補給金と申しますか、補助
金と申しますか、そういうものが出る、大体それ
でやっていく、まあ足らなければ当然こういう
ものはふやしていただくことになるが、これ
は大ざっぱで、それでけっこうだと思ひます。

次に、お尋ねしたいのは、今度環境衛生関係十
八業種の二百億を大体予定する。端的に、理屈は
さておいて私が一番心配することは、いわゆる何
というのですか、旅館業の中でも普通の旅館とそ
うじゃない旅館と、特別なこういふ場ですから、
端的なそういう何か特別な名称はございませんか
ら、そういうようなところへ資金が流れてしま
いやすいか。この区別というものはなかなか容易
じゃないだろう。こういうときにどういふふう
に区別されるか、それから浴場の中にトルコぶろ
が入るのか入らないのかという点、これは
はひとつ明確にしてもらわないと、財政の金が思
わぬところに流れてしまつてはおもしろくないと
思ふのですが、そういうような点はどうでしょう
か。

○参考人(石田正君) お話がございましたよう
なぐあい、国民金融公庫におきましては、キャパ
レであるとか待合であるとか、そういうふう
な方面に對しましては、資金が潤沢であり余つて
いるなら別でございませうけれども、なかなか、先
ほど申しましたぐあいに、必ずしも十分であるとい
うふうには思ひません。そういうところにつ
きましては、貸し出しを実は御遠慮申し上げてお
つたというのが実情でございませう。今回、政府で
もって環境衛生につきましていろいろ新しい事務
を国民金融公庫において取り扱え、こういうこと

に相なつてまいつたわけでございます。実は細部
のことにつきましては、まだほんとうの御示達を
受けておりませんので、ここで申し上げることは
できないのでございませう。

高級なものにつきましてはどうかというお話
でございます。高級なものにつきましては、私
はまず第一に、われわれのほうの立場から高級で
あるか高級でないかという判断をするのがなかな
かむずかしいのでありますが、私はこの事業を引
き受けるに付いて、従来国民金融公庫が持つてお
りまゐるところの事業の規模の基準と申しま
すか、これは同じ中小企業金融をやりにいたしま
しても、中小企業金融公庫とか商工中金とは違つた
特質をわれわれは持つてゐるので、それはたとえ
ば資本金で申しますれば、千万円というのが限度
である、それから従業員から申しますと、サービ
ス業におきましては五十人というのが限度であ
る、この限度を越えるような貸し付けは今回御
命令がありましておさへていただきたくない。や
るならばもっと大きいところでやつていただきた
い、これが第一でございます。

さらに、そういう事業規模基準でなく、具体的
な業務の内容等につきましては、はたしてこれが高
級であるかないかという点については、これは
なかなかむずかしい問題があると思ひます。こ
れらについては、これからおそろしく申し込みが
出てくるのだと思ひます。その申し込みの内容を見
まして、そして政府御当局と御相談申し上げて、ど
ういふふうによつていくかということをやつてい
きたい、かやう思つております。

御質問の第二の点でありますところのトルコぶ
ろの点につきましては、まだ的確な御指示を受け
ておりませんので、これは政府のほうから御答弁
をいただきたいと思ふのでございませう。

○政府委員(佐竹浩君) ただいまの總裁の御答弁
に補足をいたしまして申し上げますが、これは先
生御承知のように、環境衛生関係のいわゆる十八
業種というもので、特にまたいわゆる近代
化、合理化に役立つための施設というものをあら

かじめ定めておくわけでございます。いわゆる指
定された施設、それから指定された事業、こうい
うものについての融資の目標二百億ということに
予定いたしておるわけでございますが、そこで、そ
の施設なり事業なりを指定いたしますのは、これ
は厚生大臣において指定をされるわけでございま
す。その指定されましたものに基つて現実の融
資の申し込みが参ります場合には、これはただい
ま先生御指摘のように、非常に慎重に扱わなけれ
ばならぬ性質であるだけに、厚生大臣もしくは厚
生大臣の委任を受けた都道府県知事から公庫に對
して推薦をしてまいる、公庫はその厚生大臣なり
都道府県知事なりの推薦のあつたものについて、
これは融資の対象と考える、かやうなことでござ
いますので、ただいま御指摘のようなキャパ
レ、トルコぶろにもいろいろな種類があるやうで
ございませうけれども、大体厚生省の御意向では、
先生が御心配になるようなものもはもう当然排除さ
れるというふうな考へておられるようございま
す。

○政府委員(館林宣夫君) ただいま大蔵省のほう
からお話ございましたように、今回の環境衛生
関係事業にかかわる貸し付けの分については、近
代化、合理化の線に沿つた部分だけを取り上げて
貸し付けることにいたしてございまして、ただいま
環境衛生関係の審議会にその方式を諮問をいたし
まして、その諮問の結果出ましたところによりま
して、貸し付け内容を厳選いたし、その線に沿つ
た貸し付けを行なうようにいたしてまいる予定で
ございまして、貸し付け対象につきましては厚生
省がチェックいたしまして、厚生省がチェックい
たしましたものにつきまして国民金融公庫のほう
でお取り扱い願うような取り運びをいたしたいと
いうことで、寄り寄り大蔵省と話し合つてござ
いますので、御懸念のような点は毛頭ないわけでござ
います。お尋ねの具体的トルコぶろに、その
トルコぶろの営業を促進するといふような方向
で貸し付けることはございませう。

○成瀬輔治君 ばくは、旅館もいろいろあると
いうことを申し上げたのです。そのいろいろとあ
るといつたときに、普通のものと簡単に分けて、
こういう席上ですか、プライベートなことはい
ろいろとあれがございませうから、端的に申し上げ
たいのですが、こういう席上から控えておるん
ですが、そういうことはどうですか、これは明らか
にしてもらひたい。

○政府委員(館林宣夫君) 今回の貸し付け対象に
旅館業法が含まれております。旅館業に對しま
しては、従来は観光旅館と非常に大型の外人等が利
用するやうな旅館に對して、かなり融資するやう
な施策が講ぜられておつたわけでございませうが、
国民が利用する国民旅館とも称すべき大衆の旅館
に對しましては、従来必ずしも融資等の措置が講
ぜられていないということで、今回融資の措置を
取り上げていきたい、かやうに思つてゐるわけで
ございまして、本来の趣旨からいたしまして、お
尋ねのような特殊な旅館、国民大衆が利用しない
やうな旅館が貸し付けの対象になるやうなことは
ございませう。

○成瀬輔治君 先ほど、資本金で一千万円以下、
それから従業員でいうならサービス関係は五十人
以下、これはまあ当然一つのやういふ法の制限で
いいと思ひますが、もう一つは、内規で所得金額
なんか制限されてゐるでしょう。それはどのく
らいですか。

○参考人(石田正君) これにつきましては、従
来、三事業年度のうちのいずれかの年度の所得額に
おきまして五百万円以下のもののみで、他は御遠
慮していただく、こういうことでやつておりま
す。

○成瀬輔治君 所得は五百万円以下ですね。
○参考人(石田正君) さやうでございませう。

○成瀬輔治君 これは今度の環境法でいけば、当
然年間所得——これは年間ですね。年間五百万。
○参考人(石田正君) 所得税額でございませうか
ら、年間でございませう。

○成瀬輔治君 所得税額ですか。
○参考人(石田正君) 所得税額です。所得税です

ら、年間でございます。

○成瀬幡治君 環衛法の環衛関係でおやりになるものこの基準を守られると、こういうことですか。

○参考人(石田正君) 私どももいたしましては、それを変えずに、その範囲内のもので取り扱うことにさせていただきます、かように思っております次第でございます。

○成瀬幡治君 厚生省のほうはどうですか。環境衛生審議会でこういう点が議論になると思いますが、というのは、ホテル、旅館というのが、今度旅館業法の中に、ホテル、旅館といえはそういうような大きいところもあるわけなんです、これはどうございましょう。

○政府委員(館林宣夫君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる観光旅館のような大型のものに對しまして貸す趣旨ではございせん、家族連れで国民の多数が低料金で利用できるというような旅館を普及させたという意図があるわけでございます、その意味合いから、高級な、あるいは大型の旅館に貸すようなことの結果にはなるまいと思ひます。ただ、今回の貸し付けの限度額が六百万円でございますので、それによって旅館の宿泊施設を拡大するというようなことではなく、實際問題といたしましては、厨房を衛生的にするとか便所を衛生的にするとかという部分に結果的には貸すことになると思ひます。

○戸田菊雄君 関連、衛生局長にちよつとお尋ねするんですが、先ほどの回答で、環境衛生関係の近代化と合理化ということをおっしゃったんですが、これは具体的にどういうことですか。

○政府委員(館林宣夫君) 例を申しますと、現在公衆浴場は、漸次切りかわりつつございすけれども、この燃料を例にとりますと、従来は薪木とか木のくずというものを、ほとんど無料でかき集めまして、それをたいておるという事例が相当多かったわけでございます。漸次、最近是人件費の問題、あるいは人が集まらないということから、重油のかまに切りかえる。したがって、常時燃料のところについておる必要はなくて、そう

いう特殊の労働者を雇わなくても家族の者だけでできるようにするというに切りかえる。あるいは洗たくにいたしますれば、従来ハンド・アイロンのみでほとんど全部のものを仕上げておったものが、最近のかなり新しい機械でございまして、ワイシャツといえどもプレスが自動的にできるといふように、大量仕上げをする。あるいは個々に購入したておったようなものを共同で買わせる。あるいは高度の仕上げをする、個々の業者が備えたのでは非常に高くつく、したがって単価が高つくようなものを共同で一カ所に施設をして、一部のものだけをそこに集める。飲食関係でございすれば、たとえばすし屋でございまして、マグロのようなものが入ってきた場合に、共同で倉庫を持っております、そこへ買い込んでおくというようなことをさせて、企業の合理化をはかつていきたい、かように思っておりますわけでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、そういった近代化、合理化ということに対する指導方向ということね、そういうものは一定の基準とか何とかというものを保持しているわけですか。

○政府委員(館林宣夫君) 実は昭和四十年からそういう企業の近代化、合理化の必要性が、これらのものの料金問題がやかましくなるにつれまして重要問題となりまして、政府としまして、これらの業種に自主的にそういう方向に指導してまいりたい、役所もその方向をとりたいたいということで、昭和四十年に五千万円の特別予算を設けて、これらの業種に、そういう事業に対する補助金を出し、あるいは都道府県のそういう育成事業に對して国が補助するということをいたしてまいっておりますわけでございますが、従来でございまして、国がその近代化の方法を示して、たとえば農林省が農業近代化に對して農事試験場その他で相当高度の科学性をもつて指導をしておいたのに比較いたしますと、従来政府が洗たく業の将来のあるべき方向を科学的に策定いたして、その方向へ強硬に引きずっていくにしては、いささか

私どもにそれだけの勉強も足りないということがあつたわけでございます。業者みずからの組合がそういう方向に組合員を引っぱっていくというような指導を一年間重ねてまいりましたわけでございますが、しかしながら、それではなお科学性がないといふことで、先ほど申し上げましたように、法律に基づきます環境衛生適正化審議会というものが厚生省にございまして、その審議会におきまして、厚生大臣の諮問にたえて、将来これらの営業のあるべき近代化、合理化の方向づけというもののについて目下審議中でございまして、漸次その具体案が出てまいりまして、その線に從いまして指導してまいりたい、かように思っております。

○戸田菊雄君 そういうことになりますと、まあいつの場合でもそうなるわけでしようが、非常に貸し付けに對する事務が複雑化してくると思ひます。ですから、先ほどお答えがあつたように、言つてみれば地方の自治の長といわば推薦があれば、大体の通過をさせる、こういうことが、さらに今度は環境衛生局長のところで指導方向をつくらせて、科学的にそういう基準をまたつくり上げて、そういう該当事でなければ貸し付けはしない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、従来からこの国民金融公庫の中にもある程度借りられるわけでございますが、現に昨年度あたりは百數十億あるいは二百億近いものの貸し付けが行なわれておるわけでございます。したがって、これがかつて角をためて牛を殺す式に、借りにくくなつて近代化が促進されぬ、あるいは創意くふ

うが阻害をされるということがあつてはなりませんので、できるだけ手続は簡略化してまいりたい、また、チェックにいたしまして、漸次できるものから指導してまいりたい。先ほど申しましたような将来のあるべき姿といふものをすぐ直ちに強固につくり出すといふことは容易じゃございせんので、まずだれも認めておるような先ほどのかまの合理化とか、プレスの近代化とか、非常にわかりやすい、しかも業者がみずから非常に欲しておるような方向の貸し付けを促進させてまいりたい、かように思っております。

○戸田菊雄君 結論として、結局利潤があがらない、返済能力がない、こういうものには貸し付けをしない、そういう方向には行きませんか。

○政府委員(館林宣夫君) 御承知のように、環境衛生業はそれぞれの法律によりまして衛生基準を守らなければならないことになっておるわけでございます。それが今回これらを特に取り上げた一つの原因でもあるわけでございますが、したがって、所定の衛生的な措置をしなければならぬというようなものに貸し付けを当然行なつてまいりたい、かように思っております。便所を直すとかあるいは厨房を衛生的にするとかいうようなことをさせるような貸し付けをしていきたいわけでございますが、こういうものを直したところで直ちに収入があがってくるというわけではございませんので、したがって、この貸し付けが必ずしも収益に直結するようなものだけに貸すわけではございせん、全般的な向上改善に資するようには貸し付けしてまいりたい、かように思っております。

○委員長(徳永正利君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。

○成瀬幡治君 途中ですけれども、大臣に一言。今度国金に二百億のワケを設けられるというのは、経過は私は言わなくても御案内のとおりです、方向として将来をういうことを独立するといひますか、特別なそういう公庫を業界が要求し

ておりますけれども、そういうようなことに踏み切られるのか。十年、二十年先のことを聞くわけじゃございません、ここ当分の間といえは十年ぐらいいのことが、その間は変更される意思があるのかないのか、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の措置は、将来この措置が変更あることを予定しておる措置ではございません。こういう制度でやっていきたいということでございます。

○成瀬幡治君 これに関連して、大臣、総裁のほうにお尋ねいたしますが、大体二百億というワケは、いままでの実績を加算されて——いままでもこういうのは国民金融公庫の対象になっておったわけですから、実績があると思うのです。そこに対して、実績があつていまでも貸し付けておったのだから、特別なことをしなくてもいいように思うわけなんです。そこで私がお尋ねしたいのは、まずこの二百億を予定したのは、いままでの実績からはじき出した二百億、それからこのワケを特別に設けたのかよく言われておられるけれども、いままでの一般貸し付けをやつておつて、何か特別に二百億のワケを設けたということが業者非常に有利になる、この指定業種に入つたものが、環境衛生法の十八業種に入つたことが非常に有利になるということがあるなら、お示し願ひたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これはかなり有利になるわけなんです。つまり、量的な面におきまして特別に二百億のワケを設ける。これはその二百億のワケを設けますが、在来この指定業種の指定施設に該当するものが相当あつたかと思うのです。それがそのまま横すべりしてこの二百億の中に入つてくる部分もありますが、その上に積み上げたいまして二百億、こういたしておりますので、量的の面で有利になる。それから、もう一つは、条件ですね、これはもう御承知のとおり、この二百億につきましては特別な条件を設けますので、その点でも有利になる、こういうことでございます。

○成瀬幡治君 私は大臣の御答弁のとおり有利だ

と思うのです。有利になつたという答弁をせざるを得ないと思う。しかし、私は実質的な実務のほうからいふ場合には、ここが有利になる、たとえば貸し付けの年限が少し延びるというようなことがあるならばそれでいいと思うのですが、それはどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) いまちょっと細かいことは忘れましたが、いろいろ有利な条件になるわけなんです。その点は銀行局長から申し上げたいと思います。

○政府委員(佐竹浩君) 一つは償還期限でございます。これは現在公庫では一応運転資金につきましては五年以内、設備資金は七年以内ということが基準になっておるわけでございますが、まあものによりましてはそれより延長し得る場合もあるのですが、今回のこの指定施設につきましては、これを設備資金につきましては十年以内まで延長を考えよう。それから、据え置き期間でございますが、これは通常据え置き期間というのは実際の運営ではきわめて短いことになっております。これにつきまして、特にこの指定施設の中で、また特に大物と申しますか、そういうようなものは、厚生大臣の御意見も伺ひまして、それについて状況によりその据え置きの期限を二カ年まで延ばせる、こういうようなことも配慮しておるわけでございます。

○成瀬幡治君 そうすると、たとえば設備資金にについては、償還期限が、二年据え置きの十年償還になると、十二年ということなのか。

○政府委員(佐竹浩君) その二年は十年の中でございいます。

○成瀬幡治君 これはその他一般の国民金融公庫の対象としておきめになるときの設備資金にはそういう条項は全然適用させないつもりですか、これは石田総裁にお伺ひします。

○参考人(石田正君) この国民金融公庫の立場から申しますと、業種によって実態上そうなるという事業の内容、これに応じては収益性を持たせるべきでありますけれども、業種によって異なる

というやり方は必ずしも好ましいやり方ではないと私は思つております。したがひまして、これは実際そういうふうに期限を延ばす、あるいは据え置き期間を置くということが特定施設におきまして必要であるならば、われわれはそれを延ばすことは当然であると思つております。しかし、他面その必要がないものまでやるというようなぐあいには面一的にやるということについては、これは御容赦を願ひたい、こういうふうに思つております。それからまた、環境衛生がそういうふうになるに伴ひまして、環境衛生ではなくても、ほかにおいてそういうことが適當であるというものについては均てんさせるということもぜひお願いしたい、かように思つておる次第でございます。

それが一つ。それから、続いて申し上げますが、二つ目は、その他の飲食店と、こういう項目がございますが、これは一体どんなところをさしておるかというのを説明をしていただきたいのが二つ目。三つ目は、肉屋さんが入つておられるけれども、魚屋さんは販売業で抜けてしまつておられるのが、大ざっぱに考えられるのは、製造業と販売業と分けて考えたのだという点から考えると、こちらのほうは魚屋さんが抜けておられるのが、これはどういふことなのか。四つ目は、とうふ製造業とか、納豆製造業というのがございしますが、これはもう零細の企業で販売をやつておられるわけです。もし環境法が有利だということになるなら、こういうものは当然入つておらんかならぬと思うんだが、同じだというなら、私は文句は言わない。なぜそれではこういう零細なとうふや納豆の人たちを抜いたのか、こういう四つの点について御説明が願ひたい。

そこで、次にお尋ねしたいのは、もし有利だということになると、これはあなたの方からいただいた資料で、まだ確定をしておらないものかもしれませんが、ずつと入つていったときに、ちよつと疑点に思われるのは、飲食店営業の中で、環境衛生適用業種の中で一、二、三、四、五、六、七、八、九、十ですか、四十近く片方の食品衛生法では指定をされているのが環境法の中に書いてないわけですが、ここでこれはかたまっておらない、これから直すんだとおっしゃるならそれまでですが、ちよつと見ておかしいと思われ

○政府委員(館林宣夫君) 飲食店関係のものでどういう取り扱ひを考えておるかというお尋ねでございますが、こういうものの中で対象として考えておりますのは、まず第一に、衛生施設をよくするということが最大の眼目でございまして、近代化と申しましても、そういう部門を近代的に考えたい。したがつて、調理というようにものを主にするもの、したがつて、カフェー、バー、キャバレーの中でも客に飲食を提供するような施設を持ったところ、こういうことでございます。

〔委員長退席、理事藤田正明君着席〕

うではレストラン、カフェー、バー、キャバレー、こういうものの四つになっております。それが今度の対象ではカフェーとバーになつて、キャバレーとレストランが抜けておるのですが、キャバレーが抜けるのは当然だと思つておるが、ここらあたりで、レストランというのはいろいろ問題になると思う。小さなところまで、どこまでがレストランかということになると問題になると

したがひまして、例示の中に主としてそういうものを中心に例示をいたしてあるわけでございますが、あまり飲食に關係のない、ことに食事、食物の調理ということに關係のないような営業に対しては、あまり貸し付け対象になるようなものもない、かように考えておるわけでございます。

思うのですが、これが特別に抜けて、バーやなんかが入つておるのはどういふことなんでしょうか、そ

それから、お尋ねのございました、とうふとかその他魚屋というふうなものは当然、こういうふうなもの整理のしかたを考えれば、環境衛生關係の営業としては対象とすべきではないかという

お尋ねはごもっともでございますが、御承知のように、環境衛生営業の適正化に関する法律に基づきまして、各種営業がそれぞれ適正な運営ができるようにということで指定された業種があるわけでございます。その指定の業種になったものを今回とりあえず取り上げたわけでございます。すなわち、この法律がこれらの営業の特に円滑な運営、それらの衛生基準が守られるために営業が適切になるようにということで法の運用をはかる目的の組合があるわけでございますが、その組合ができたものをとりあえずの対象としてまいりたい。現在そういう対象業種になっていないものの中に、たゞいまお尋ねのようなところとあるいは魚とかいようなものを販売する営業あるいは飲食物の製造業等があるわけでございます。これらのものが将来この環境衛生営業の適正化の法律に基づきます組合の指定になりました場合には、当然私どもとしても取り上げていくべきでございます。また、今回の資金が余裕ができる段階に至れば、当然それらのものも対象に考えてまいらるべきである、かように考えております。

○成瀬権治君 柴谷君がちょっとやってから……大臣帰られるそうだから。
○柴谷要君 私の質問をいたしますのが六点でございますが、まず最初に、公庫の総裁に伺っておきます。その一つは、国民金融公庫の業務の円滑な運営をはかるために理事をふやす、それから監事の権限を直す、こういうことになっておるんだが、一体今日まで国民金融公庫の作業の実態から考えてくるという、理事をふやすと同時に、そのもとにあるところの部長、課長あるいは係員、こういうものもふやしていかなければ円滑な運営はできない、こう思うのです。理事をふやすというところは総裁の権限で総裁の任命になるわけですから、六人が今度七人に法が改正になれば、総裁が任命ができる。ところが、監事は大臣がこれを任命、こういうことになるわけですね。そういうことになるんですが、頭ばかりふやしていても、実績をあげようとするには、やはりこれにま

とうところの部長なり課長なり職員というものが並行していかなきゃならぬと思うのです。これはどのようにお考えになっておられるか、これをまづお聞かせを願いたい。

○参考人(石田正君) ごもっともな御質問でございます。この理事が一人ふえまして、そうしてその実際の仕事をやりますところの職員がふえないうことでは困るわけでございます。われわれのほうでお願いしては、この事業が新しくわれわれのほうで引き受けたしてやっていくというわけがございません。業績は伸びておるわけでございますが、どうしてもそれは職員の数ふやしていかなければならない。そのほうの御要求はとくと一番初めからいたしておるわけでございます。それから、環境衛生のことにつきましても、その実際の事務を扱うということの必要性を考えまして、本年度の増員百六十六名の中には、理事のほかにもそういうものも含んでおる、こういうふうに考えるわけでございます。

○柴谷要君 次に、厚生省に伺っておきたいと思うのですが、環営法は三十二年に成立をしている法律ですね。そのときに、当時私どももこれは真剣に審議をしたのですが、各店舗を清潔にする、あわせてその清潔を守るために経営の安定を目ざすという名目で環境衛生法なるものが登場してきたわけですね。ところが、環営法というのは、国民保健上必要だという理由のもとに網をかぶせたいけれども、実はその目的よりも、むしろ物価の値上げというか、彼ら業種の値上げに結びついてしまふ、そういう結果が今日出ておると私は思うのですが、一体厚生省はどう考えておられるか、この点をひとつ御答弁願いたいと思う。

○政府委員(鶴林宣夫君) 環境衛生営業の適正化に関する法律そのものが、直ちにこれらの料金の値上げを促進するとか、あるいは値上げを抑制することに何らかのブレーキになるというふうな、本来の使命がこの法律にあるとは思っておらぬわけでありまして、法の運用を誤るときには、そのようなおそれなしとしない法律であることも先生

の御懸念のとおりでありまして、この法律そのものは、端的にいえばそういう性格を持った法律で、本来この法律の目的が過当競争によって衛生基準が守られない、それらの営業の運営が危殆に瀕するおそれがないようにするということが目的でありまして、それによって協定料金などをもうけたりなどして相互つり上げをするというふうなことを期待してはいないわけでありまして。

そこで、それは実際はどうかということでございますが、これらの営業の料金そのものはかなり最近上がっております。一般の消費者の物価は昭和三十五年——三十五年をなぜ私はとるか申しますと、この法律ができたのは三十二年九月でございまして、実際に運営され、いわゆる適正基準と申しまして下値の基準ができましたのが三十五年でございますので、三十五年を一〇〇としたしまして計算いたしますと、三十九年は洗濯代が四三%、パーマネント代が五三%、入浴料金四九%値上がりいたしました。一番はなはだしいのは、理髪料金は一〇〇%ぐらいたがっております。それに対しまして消費者の物価は三%程度しか上がっていないということでございまして、もちろん一般賃金は相当上がっておりますけれども、他の物価に比べてサービス料金の中でも特に環営法関係料金の値上がりがひどい。そのひどいのはどこに原因があるのかはいろいろ議論のあるところでありまして、徒弟制度であつて少しも旧態依然たる経営を変えようという、いまだき寄宿舍もなければ年金も何もないというふうな実態もございまして、経営そのものを直さなければどうしてもこの料金が直らない、適正な料金になつてこない、こういうふうに私も感じたわけでございます。私もそのブレーキにある法律がなつておると感ずるわけではなくて、あのような法律でこれらの営業の適正な運営の保護をするということだけではほんとうの目的を達せられないので、むしろこれらの営業に対して近代化を促進し、企業を合理化し、それに対して融資を

してまいることを本来の法律の趣旨に沿うものでもあるし、またひいては賃金の値上がりが即料金の値上がりにはね返ってくるものがないように適正料金にこれをさせることもできる、こういうことを考えておる次第でございます。

○柴谷要君 確かにたゞいま御説明のような方向にいけば問題はない。ところが、環営法ができてからというもの、消費者にとって非常に不利益な、むしろ価格のつり上げをしてしまった。ということは、いわゆる環営法なるものができて、そうして業界が一体になって基準価格を設けることができた。その基準価格をどんどん引き上げてきて、まあ今日の実情になつてきていると、こう見るわけですね。これを、さらにこの目的に達するように融資をしてやる、こういうことになるという、私は実は、この二百億ばかりの金が今度政府から借りられるなら、一体君のところを借りたかどうかという御質問をしてみた。そうすると、できることならば借りてやりたい、しかし、借りれば、これは料金をやっぱり上げないというのを返すわけにはいかぬから、どうしようも料金値上げ、すなわちつり上げになるのだ、こういうことを言っておるわけですね。そうすると、と、せっかくの政府の親心が、逆に物価をつり上げる結果になりはしないか、こう思うのです。この点は、たいへん親心を示された大蔵省として、この二百億という金融処置がはたして当面妥当であるかどうか。これは銀行局長にお尋ねしたほうがいいと思うのです。大臣お疲れでお休みのようですから、ひとつ。

○政府委員(佐竹浩君) いろいろ御指摘をいただきましたが、これはやはり先ほど環境衛生局長がお答え申し上げましたように、結局はそういうサービス料金の引き下げ基準というものをやるには、近代化、合理化というものを進める以外にはないのじゃないかと思われまふ。その場合に、自己資金で十分できればもうそれに越したことはございませぬけれども、なかなかそれだけでもい

かない。そこで融資ということではいかざるを得ないと思うのですが、そこで、ただいま先生御指摘のような、金を借りたがために返すにはやはり料金を上げなくちゃいかぬ、これでは悪循環でございます。そこで、それにはむしろ借り入れ金によるつまり負担というものがでるだけ軽減されるという必要があるわけです。そういうようなことから、先ほど成瀬先生の御質問にもお答えいたしましたように、償還期限の点とか据え置き期間といったようなことでできるだけひとつ考えようと、こういうふうには実は配慮しておりますものでございまして、まあ私どもとしては、厚生省の言われるようなことで、やはり前向きな効果が出るものというふうには実は期待をいたしておるわけでございます。

○柴谷要君 総裁にそれではいま一問お尋ねしておきたいと思うのですが、現行四百万円なら四百万円貸し付けてあるものに対しては、残りの二百万円プラスをして六百万円までは貸すと、こういう法律でございませう。そういう形のものになると思うのですが、この二百億が四十一年度の間にスムーズに消化できると、こういう見通しでございませうか。この点をひとつ。

○参考人(石田正君) 実は、率直に申しまして、二百億というものが足りるのか足りないのか、私個人といたしましては確信を持っておりません。従来、この十八業種でございまして、環境衛生関係の業者に對しまして、大体二百億ぐらいの金が一年に出ております。それはしかし、出ておりますけれども、われわれのほうにいたしましては、的確なるこまかい資料は持っておりませんのでございませう。それから、特定施設というものがどういふものであるかということの指示も、まだいまのところはできないのでございませう。結論から申しますと、二百億くらい出ておるといふのは、そういうような業種に對して、運営資金も出ておる、設備資金も出ておる、こういう形で出ていくわけでございます。これから特定施設といふものがまきまして、そうしてその特定施設に

ついてどういふふうな一体結果になるであろうかということとは、これはわれわれのほうにいたしまして、先ほど来お話がございましたようなぐあいに、いろいろ推移もございましてしょうけれども、われわれはわれわれの立場として、金融機関としては一応の審査をして、そして貸し出しを決定するといふのが筋だと思ひます。その結果どういふ数字になるかということとは、私は何とも申し上げられない。

ただ、この際、私はお願いしたいことは、かりに二百億、二百億と言つたけれども、実際はわれわれの見当から見れば、もっと貸さなければならぬ、こういう事態があつて、そのためにはほかの資金が食われるという事態が起れば、これは私たちのほうはぜひ政府において何とかめんどろを見ていただきたい、かように思つてゐる次第でございます。

○柴谷要君 私は、まあいまの総裁のお話もありましたが、現実には調査をして、年間まあいままで貸し付けられた以外に二百億増ということになると、いたずらに、いま小規模の環境衛生の関係者が、まあ安いから借りようということではなしに、使い切れないのじやないかというふうな考えをわけです。そうすると、親心が親心でなくなつてしまふ。ところが、昨日私どもが慎重審議の結果、昨日国会を通過した都市開発の問題などは、わずかに十五億しか予算がないのです。これと比較をすることは、これはちよつとおかしな話だけれども、こういう面では余裕が少く、最も国民が、都民が切望しておるような都市開発というふうな問題点については、わずかにスズメの涙のような金しか出されておらない。こういうふうなことを考えると、政治がよいのか悪いのか、こういうことを考えると、あまりいい政治じやないかと思ふのだが、この点はひとつ政府筋からとくと御答弁願ひたい。

○政府委員(佐竹浩君) ただいま先生御指摘になりました都市開発ということ、ちよつと私所管

でございますので、つまびらかにいたしておりませんのでございませうが、まあこれは国民公庫で先ほど来申し上げておりますように、従来とも百数十億の融資が出てゐるわけでございます。今度は二百億プラス・アルファということでございませうが、そこは必ずしも非常に飛躍的にそのところが急激な変化を来たすということでは実はないわけですね。同時に、これは補助金でもございませうし、交付金でもございませう。当然やはり返していただかなければならぬものです。そういう金融ベースの問題でもございませうので、ちよつと都市開発の関係、私は所管外でよく存じませうのですが、必ずしもこれ直ちに直接ぶつかる話でもないように思ひますので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○柴谷要君 最後に、これはいやみで申し上げるわけではありませうが、国民金融公庫の役員

の任免は、大蔵大臣が総裁、副総裁、監事を任命するわけですね。それで、これが総裁、副総裁、監事ができるといふと、総裁が理事の任命をする、こういう形になつてゐる。そこで、まあ監事の役職といふものも非常にたいへん重要な仕事なんです。ところが、この何といひますか、年俸といふか、報酬を見ますと、総裁の半分程度の報酬が監事に支給されるわけですね。そうすると、重要な仕事でありながら、いわば何といひますか、その金額に見合う人を当てはめる、こういうふうな形になるのではないかと。これは別に金額が高いとか安いとかいう議論をするわけでは申し上げるわけではないから、金額は申し上げませんが、監事は総裁の半額です。人はそうなるとなかなか、大臣の任命といたしまして、これは困難な問題じやないか。それから、理事の中に、理事のほうに監事よりはるかに高い者もある、こういうことになるわけですね。そうすると、どうもこの制度があまり感心するものでなくて、大臣が全部、総裁、副総裁、監事、理事全部を任命されたほうがいいのではないかと、こう思うのです。が、これがやられていない理由は一体どこにある

のか、この点をお聞かせ願ひたい。

○須藤五郎君 関連して、私、今度のこの中でおかしなのは、二百億の金がふえた、それで環境衛生がふえて二〇%の仕事がふえる、それでますますそのために理事を一名ふやすといふのは、どうなんだと思ふのです。理事の仕事内容をちよつと私は伺ひたいのです。理事といふのは事務官じやないから、仕事はふえたからといって直ちに理事をふやす必要があるのかどうか、こういうふうにも考えられるのです。いま柴谷さんと言ひましたが、要するに、この理事一名ふやすといふのは、大蔵官僚が横すべりするたつたのこのいうものを設けたんじやないかというふうなことを考へられるわけなんです。そういうことをはっきりさせるために、理事の仕事の内容、それもちよつと伺つてみたい。理事をふやさなければならぬかどうか。

それから、いま柴谷さんおっしゃつたように、相当理事といふのは高給を取つていらつしやるのだらうと思ふのです。ふやせばそれだけのやりの費用が要してくる。私の手元には理事の俸給の資料がないのです。柴谷さんは持つていらつしやるけれども、私は持つていないのです。そこで、おかしな質問だけれども、一体理事といふのはどのくらい俸給を取つていらつしやるのか、それも明らかにしておいていただきたいと思ふのです。

○政府委員(佐竹浩君) まず、監事の給与の問題からお答え申し上げますが、監事といふものと理事といふものとは職務の性質がそれぞれ違つてゐるわけでございます。重要度においてそれぞれ重要なものであり特殊性がございませう。そこで、その給与についてどのようなバランスをとつたののいいかという点につきまして、実は由來非常にむづかしいところをございまして、いろいろ議論がございませう。そこで、大蔵省といたしまして、今日まで実はいろいろ研究を続けてまいつておるわけでございます。ただ、監事の権限を強化するといふことをなしまして、それに関連いたしまして、その点を考慮に入れた結果、実は三十九年の四月に役

員給与の改定がございましたが、その際に特に監事の給与の引き上げ率を一般の理事の分の引き上げ率よりも高めております。そういうところで監事の待遇の改善を実ははかってまいっておりますので、一応のバランスは保たれているんじゃないか、かように考えますけれども、先生の御指摘まことにございまして、先生の御指摘まことにございまして、今後ともその点は十分慎重に考えてまいりたいと、かように存じます。

次に、理事一名をわかに増員を要する理由は何かという御質問でございましたが、この点は実は、環境衛生関係が入ってまいりましたことはもちろんでございますけれども、先ほど総裁からお答え申しておりますように、実は年々歳々公庫の業務量というものは拡大をいたしております。前回に理事の定員を増加する法案を御審議いただきましたのは昭和三十六年でございましたが、三十六年のときまでは実は理事が四名でございました。それを当時二名増員ということでやっていたいたわけでございますが、そのときの公庫普通貸し付けの規模は大体千二百億圓ぐらいでございました。年間、その後今日まで実はずっと業務量はどんどんふえてきて、先ほど御説明もございましたが、四十一年度の見込みでは二千数百億、つまり約倍増、つまりこの四十年間ぐらいの間に倍増してまいるといふことでございます。本来でございますと、もう少し早目にあるいは理事の増員を要するといふことでもございまして、そこはいろいろ自粛をいたしまして、できるだけ能率をあげるようにということをやつてまいりました。が、いよいよもつてここで新たな環境衛生のために特に政府として力を入れているという問題が出てまいりましたものですから、それを注目いたしまして、そこで理事一名増員ということをお願い申しておりますので、これはまずベースにはそういう公庫としての絶対の業務量の拡大ということのございまして、これを御了解いただきたいと思ひます。

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕

次に、その理事一名は大蔵省の役人が横すべりするのではないかといたつたような批判が行なわれておるぞという御注意でございます。これはまことに、そういうような話があるようだと、われわれ非常に不徳のいたすところでございまして、そういうようなことは毛頭頭は考えておりません。そういう点はあるいは大臣からお答えいただいたらいいかもしれませんが、少なくともそういうことは全然考えておりません。

次に、理事の給与というものは一体幾らくらいのものであらうかということでございますが、これは現在、三十九年四月に引き上げられました今日に至つております分は、月額で申しまして二十一万円ということになっております。

○柴谷要君 私は、天下り人事反対、こんな単純なこととは言わない。どんな者でも連れてきて役員にすればいいんだ。大蔵省だから大蔵省から連れていっちゃいけないのだと、べらぼうなことは言わない。もつと適材適所の人事を行なへばいい、私はそう思うのです。よそから何も知らないのを連れてきて、高給をはませる必要はないのだから、最もふさわしい人材を登用することこそ国家のために私は利益だと思ひます。それじゃ、国鉄総裁に百姓を連れてきて国鉄総裁にできるか。できないだろう。それと同じなんだ。だから、天下り人事と思われような人事をやらないことなんだ。それは派閥を持ってきて、自分の派閥から強引に力もない人間を持ってきて、握るから、そういうことを言われる。私は、決して、天下り人事であつても、そういうことは言ひません。適材適所に、最も有効な人を持っていってほしい。どうせ今度行くのは大蔵省か厚生省か、どこかの有力な人が行くにきまつてゐるから、そんなことについてとかく言ひません。ただ、最もふさわしい人材を据えてもらいたいといふことだけ要望しておきます。それから、監事の仕事もふえてきますから、監事が不適任の場合は更迭させて、そしてりつぱな監事を据えて職務を遂行させていただくといふことで、本案には賛成する次第でございます。

○須藤五郎君 念を押しておきますけれども、さきに成瀬君の質問に対して、はつきりばくは聞き取れなかつたのですよ。環境衛生の中にキャバレーが入るのかどうか。キャバレーとか、それから何というのですか、遊技場のような、そういうものが入るのかどうか。ボーリングとかいうような遊技場ですね、そういうものが入るのか。そういうものが入らない、ここに書いてあるクリーニン

グ、理髪、旅館、そういうものに限るのかどうかということをお少しはつきりしたい。

それから、もう一つは、今度二百億ワックをついたのしょう。これは環境衛生のみに使われるのか。やはりこれは総ワックで二百億ふえるの、ふえた二百億の中には、もつと、従来やつておいた国民金融、零細企業にもその中から貸し出されるのか、二百億というワックをつくつて環境衛生だけに使うのかどうかという点を、ちよつと聞いておきたいのです。

○政府委員(佐竹浩君) いまの対象業種については、二百億の点でございますが、二百億は、先ほど来申し上げておりますように、つまり指定業種十八業種の中で、しかも指定施設、指定事業といふことで厚生大臣が定められました分、そういうものに對する融資といふことでございます。

○政府委員(館林宣夫君) 先ほど申し上げましたように、環境衛生営業の適正化に関する法律の指定業種としては、キャバレーのようなものが含まれることになりましたけれども、貸付け対象として、特に特殊な施設だけにしほつて貸す予定でございまして、飲食店に對しましては厨房施設のようなものを中心にいたしますので、バーやキャバレーのようなものはそういうものはほとんどございませぬので、貸し付け対象には實際的にはなり得ないのでございます。

○須藤五郎君 だつて、バーやキャバレーだつて、便所なんか、トイレなんかあるじゃありませんか。

○政府委員(館林宣夫君) 対象としてはなり得ても、優先順位としては、当然一般大衆が利用する便所のようなものを先にすべきである、かような貸し付けの措置を講じております。

○須藤五郎君 先にすべきものはそうであつても、あとにすべきものの中にそういうものが入ると違ひますか。

○政府委員(館林宣夫君) 實際の扱いとしては、十分そういう対象が直ちに対象にならない配慮をしまひたい、かように思ひます。

○須藤五郎君 あいまいな答弁でね、ばくが要求している答弁にはならないと思ふんですよ。そういうことには使わないといふことをはつきり言ひ切らなければと思ふんですよ。いまの答弁を聞いてみれば、余裕があれば貸すのだ。まず先んじてやるものはこうだといふと、それじゃあとから使うほうにはそれが入るのじゃないかといふような疑惑が起つてくるんですよ。そうすると、二百億の金は環境衛生だけで使ふね。

○政府委員(佐竹浩君) これは二百億は、つまり環境衛生の指定施設といふもので別ワック、こういうことです。

○須藤五郎君 もう一つだけ。環境衛生関係、ホテルとか、バー、飲食店、食堂、こういうものは實際は自民党の票田なんですよ。そうですよ。大体自民党支持が多いんですよ。それで、今度二百億のワックを広げてこうすると、自民党の選挙政策だと言つてゐる人もあるんですよ。だから、こういういやな質問するわけですが、そういうことを言つてゐる人もあるわけですよ。だから、大蔵大臣もその点は氣をつけてもらひたい。

○國務大臣(福田赳夫君) よく氣をつけます。

○青柳秀夫君 おそく参りまして前の事情を知らないのですけれども、一言だけ伺つておきたい。いま参りまして、理事のお話が出ています、その増員は、何だか一般の仕事がふえたからその意味でふやすといふふうに私は聞いたのでございませぬけれども、私がいままでこの問題に關連して知つておりました事情は、例の環境衛生の公庫をつくることを政府の方針でこしはやらぬとい

ることのために、もしできれば別ワックで、別途

環境衛生金融公庫といいますが、そういうものをつくるというのをやめて、そのかわり、まあ名称は国民金融公庫と改題して、その実質は環境衛生そのものを専門にやる部門をつくって、その方面の方々に對する金融を円滑にしていこう。

したがって、その理事の増員も、一般の国民金融公庫の仕事がふえればその仕事に應じてふやすという意味ではなしに、もしふえれば、それは現在の理事の方の努力によってやってくる。それと全然別に、環境衛生のこの問題はきわめて重要であるから、理事を一名ふやすというふうには承知しております。ところが、いま伺いますと、その点がはっきりいたしません。しかし、これはこの問題を今後進めていく上で相当重要でございますので、私の考えておりますことが間違っておりますのか、あるいはいまの御答弁のように、くどいようですけれども、一般の仕事がふえたから、そういう意味でもこれと両方共通でふやすのか。私はそういうふうなふうに思っておりますので、はっきりしませんと、今後いろいろの問題にも関係がございますので、そこで、貴重な時間でございますけれども、立ち上がった次第でございますので、大臣のひとつ御答弁を願います。

○国務大臣(福田赳夫君) この法改正が行なわれ、理事が増員になるというのは、経緯はたまたま青柳さんからお話があったとおりであります。この環境衛生に主として当たってもらう。しかし、理事になった以上、ほかの仕事をしちやならぬ、こういうようなことはあり得ないのであります。主として環境衛生の問題を担当する、こういう任務を持つものであります。

○中尾辰義君 この環境衛生関係の十八業種の指定施設、指定事業というのがまだきまつていないというの、どういふのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 業種はすでに法律によりましてきまつておるわけでございますが、指定の施設につきましてはただいま検討中でございます。

○中尾辰義君 検討中ですか。

○成瀬幡治君 もう一ぺん明らかにしておきたい点は、先ほどの問題で御答弁いただきましたのですが、そうしますと、十八業種はきまつておるのだから、そこだけの問題だと。したがって、その他の飲食店の中は何かということについて、あなたはひとつも説明をしていないわけですね。環境衛生法で、その他の飲食店とは何なのか、そこを説明してもらいたいというのが一つ。

それから、魚屋さんや、とうふや納豆のものがはずれおるのだが、それは環境衛生営業適正化法律の対象事業の営業の中に入っておらぬから入れなんだと、これはこれで承知します。そうしますと、こういうところと、今度は肉屋さんが環境衛生法に入っておったから得して、魚屋さんが損をするということはおかしいことになるのです。

そこで、差別があるのかないのか。実質的な差別があつたらたいへんなことだと思ふ。そこはどうか、あるいは銀行局ですか、どちらかで御答弁が願いたい。

○政府委員(佐竹浩君) 御指摘のように、この食品衛生法の対象事業の中で、いわゆる環境衛生適正化法に拾われておるものはその一部分でございます。まさにそのとおりでございます。そこで、私もこの点は、これはもうこの国民公庫に融資の申し込みが参ります場合に、たとえばアイスクリーム製造業ととうふの製造業という人が来た場合と、それから、片一方でおし屋さんが来た場合と、この場合は、これはいずれも国民公庫でございます。その間の差別はないはずだと心得ております。したがって、これについては国民公庫として差別をつけていられるつもりはないと思ひますが、ただ、先ほどから私の申し上げておりますのは、特定の施設、特定の事業というものでなく、環境衛生の近代化促進に厚生大臣が力を入れてきた、そういうものに対して二百億というものを用意いたしますということを申し上げておるだけでございます。

○政府委員(館林宣夫君) お尋ねのことは、「前各号以外の飲食店営業」と書いてある項目の内容のことであると思ひますが、これはそれ以外のものをいろいろのものをやっておる飲食店でございます。すしもやっておればうどんもやっておるという一般食堂等がこれに類するわけでございます。

○成瀬幡治君 キャバレーは入りませんか。

○政府委員(館林宣夫君) キャバレー、それに類するものというのは、この項目の三番目でございます。それから、該当業種の中にあることは間違ひございません。(「じゃ入るじゃないか」と呼ぶ者あり)

○成瀬幡治君 どうもはっきりしないのは、私はキャバレーは入らないと、こう承知しておるのであります。けれども、適正化法律の対象の中には入っておる。しかし、今回の貸し付けのこの環境衛生の二百億のワック内対象にはしない、こういうことは明らかでございませう。

○政府委員(館林宣夫君) この貸し付けの施設の対象として、キャバレーの施設の中で対象になるようなものはこれはほとんどない、こういうことを先ほど承知しておるわけでございます。

○成瀬幡治君 そういう答弁はごまかしの答弁で、あなたのほうでたとえば冷暖房のことをやります。そうすると、キャバレーも冷暖房と、こう言われると思ふ。あるいは先ほど須藤君も指摘したけれども、衛生関係のこともあると思ふ。そういう場合にどうするのですかね。

○政府委員(館林宣夫君) 一般的には対象にならぬ、こう申し上げたいわけでございますが、ただ、多少対象となり得ると考えられるのは便所でございます。便所の施設が時によって対象となり得る場合がございますが、これも優先順位から最もあとにすべきものである、かように申し上げておるわけでありませう。

○成瀬幡治君 これ、大臣、明確にしておいてもいい。少なくとも国のお金ですよ。財政投融資の、しかも今度七億の利子補給をするわけなん

ですよ。利子補給といつては悪いかもしれませんが、補助金を出すわけですね。それを低利に下げて、しかも長期で貸そうとしておるわけですよ。少なくとも国民を健全な方向に持っていくものでなくちやならぬと思ふのです。そういうときにいふまのうな歯切れの悪いのか、ごまかしの答弁じやなくて、すっきりしてもらいたいと思ふのです。われわれはキャバレーにも金は要るだろう、衛生もよくしてもらわなければ困ると思ふのです。しかし、それは一般の金融でやれるのだからやってもらいたい、少なくともこういう一般会計から補助しておる、税金で補助しておるお金なんですから、そういうものに使うようなことをしてもらいたくないわけですよ。だから、明確にしてもらいたいと思ひます。どうですか、それ。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。

○政府委員(館林宣夫君) 先ほど承知して上げておりますように、業種といたしましては環境衛生関係営業の適正化に関する法律に基づきます対象業種でございますが、貸し付けはそれぞれの施設の優先の度合いに応じて貸し付けられるわけでございます。御懸念のような不要不急のような施設にはおそろく貸さないようになるような優先順位をきめて貸してまいりたい、かように思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 成瀬さんの御意見、私はまことにごもっともだと思ひます。しかし、その法のたてまえからしますと、環境衛生の対象業種ということになりますので、一応政令をもって規定する業種は環境衛生法の対象となる業種を一応そのまま移していただくわけでありませう。しかし、その運用にあたりましては、ただいま厚生大臣が言っておるとおり、優先順位をつけて、そして国民感情に合するようによすべきものだ、それはもう当然のことと思ひます。私も大蔵当局としては十分に慎重にその扱いに臨みたい、かように考えております。

○成瀬輔治君 私は、国民金融公庫法の目的、第一条からいっても当然そうあつてしかるべきだと思うのです。少なくともそのワク内のことでございますから、そうしていただきたいと思ひます。

それから、どうにもわからないのは、環境衛生法のワクを二百億つった、したがつて同じ肉屋さんと冷房なら冷房の施設をするということが指定になりますね。そうしますと、肉屋さんはそれでいいと思うのです。国民金融公庫法の貸し付けの対象になると思うのです。ところが、今度魚屋さんのほうは、これは冷蔵庫が必要と思うのです。これはどういふものになるか、また指定事業といふものがきまつておらないからとおしやるけれども、もしそういうふうなことがなつた場合には、魚屋さんにはそういうものは貸しませぬよ、それは国民金融公庫法のほうでは貸しませぬよといふのか、肉屋さんにそういうことをやれば魚屋さんとしても当然そういう施設といふものが必要じゃないか、こうなると思ふのです。したがつて、それは魚屋さんにも貸すのだと、こういうことになつてくると思ひますが、それはどうでしょうか。

○参考人(石田正君) お尋ねの点につきまして、私の實際の業務のほうから申し上げたいと思ひます。

こういう新しい環境衛生関係の貸し付けがわれわれのほうの仕事としてふえるわけでありましてけれども、たとえばいまお話がございました魚屋さんの場合であります、私はこの環境衛生が新しい特別のワクをもつてスタートするとしても、私はその必要があるならば貸すべきだと思ひます。また、貸すことを続けるべきだと思つております。それから、今度は二軒お並びになつておりまして、片方の方が環境衛生に該当する肉屋さんである、お隣が該当しない魚屋さんである、こういう場合に、同じ施設が指定されるかどうかかわかりませんが、かりに同じ施設があつた場合において、その業者のお方の経営状況といふものを判断して、そうしていくならば、必ずしも私は十年で

二年据え置きといふようなことでなくて貸せるならば、新しい環境衛生関係のものもわれわれが査定したところでもつて貸していくということにしていきたいと思ひます。同時に、それは魚屋さんについても同様である。私は業態等によつて區別するといふことではなくして、個々の業者の方の申し込みの状況、その資力その他を判断いたしまして、従来やつておりますところの国民金融公庫のたてまえはくずさない範囲でやつていくように政府のほうに要望いたしたいと、かように思つております。

○委員長(徳永正利君) ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記つけて。

○参考人(石田正君) 実は先ほど一番初めに申しましたごとく、私のほうの国民金融公庫といたしましては、対象の中にバーとかキャバレーとか待合といふものは入るのではありませんけれども、資金量その他の点から申しまして、そういうものは御遠慮願つておつたといふのが実情でございます。今度はそのようなものも扱えといふお話でございます。政府の御命令であれば、われわれはやらぬといふことは政府関係の職員としては申し上げられませんが、なるべくそういうことによつて国民金融公庫全体の仕事を調をくずすことのないように、他の貸し付けに悪い影響をこうむることがないように政府のほうにお願いし、その皆さまの御趣旨を体してやらせるように努力してまいりたいと、こういうふうに通つております。

○委員長(徳永正利君) 他に御発言もなければ、本案につきましては質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。国民金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は四月十九日午前十時とし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会